

社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会事務分掌に関する規程

制定 平成 29 年 3 月 28 日

改正 令和 4 年 3 月 18 日

令和 6 年 3 月 18 日

令和 8 年 3 月 18 日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第36条に規定する事務局における係等の設置並びに事務分掌を定めるものとする。

(係等の設置と事務分掌)

第2条 本会の事務局に置く係等と事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務係

- ① 法人運営事業に関すること。
- ② 退職積立事業に関すること。
- ③ シルバー人材センター運営に関すること。
- ④ その他、他の係に属さない事項に関すること。

(2) 地域福祉係

- ① 地域福祉活動事業に関すること。
- ② 福祉対策事業に関すること。
- ③ 共同募金配分金事業に関すること。
- ④ 社明募金配分金事業に関すること。
- ⑤ 日常生活自立支援事業に関すること。
- ⑥ 重層的支援体制整備事業に関すること。
- ⑦ 地域活動支援センター運営に関すること。

(3) 生活支援係

- ① 生活困窮者自立相談支援事業に関すること。
- ② 生活福祉資金貸付事業に関すること。

(4) 介護福祉係

- ① 特別養護老人ホームいわびつ荘運営に関すること。
- ② 老人短期入所事業に関すること。
- ③ 居宅介護支援事業に関すること。

(相互援助)

第3条 係等で処理しきれないと認める事務については、係は相互に援助し、又は協力しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(本会組織規程の廃止)

2 社会福祉法人東吾妻町社会福祉協議会組織規程(平成 24 年 11 月 5 日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。